

大樹町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2021年度～2030年度



ZERO CARBON
HOKKAIDO
TAIKI

2021年（令和3年）4月
（2024年（令和6年）4月改訂）

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画期間及び基準年度	2
4 対象とする範囲	2
5 上位計画及び関連計画との位置付け	3
第2章 温室効果ガスの総排出量の現状	4
1 対象とする温室効果ガス	4
2 基準年度（2013（平成25）年度）における温室効果ガスの排出量	4
3 温室効果ガスの排出量及びその内訳	5
4 実行計画の進捗状況	7
第3章 温室効果ガスの排出削減目標	8
1 目標設定の考え方	8
2 本町の目標	9
第4章 目標達成に向けた取組	10
1 取組の基本方針	10
2 具体的な取組内容	10
第5章 実行計画の推進及び進行管理	15
1 計画の推進及び進行管理	15
2 計画の見直し	15

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

2015年、フランス・パリにおいてCOP21が開催され、温室効果ガスの排出削減に取り組む国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。世界共通の長期目標として、世界の気温上昇を産業革命前から2℃未満に抑えると同時に、1.5℃以内を目指して努力することを盛り込み、世界全体の温室効果ガスの排出量をできるだけ早くに減少に転じさせて、今世紀後半には実質的にゼロにするよう削減に取り組むとしました。

わが国では、2016年に「地球温暖化対策計画」を策定し、当初計画では、温室効果ガスの排出を2030年度に2013年度比で26%削減すると位置付けていましたが、2020年に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したことに加え、2021年の気候変動サミットの演説で、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくと宣言しました。同年に同計画を改訂し、2030年度において、温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目標として掲げました。なお、国の削減目標のうち、町の事務、事業に伴う排出が該当する「業務その他部門」における削減目標は51%へと引き上げられました。

北海道では、道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道の実現」を掲げ、2020年3月にゼロ表明をし、2021年3月「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定し、2021年6月「ゼロカーボン北海道推進協議会」を設置、また、ゼロカーボン推進局を新設し組織の拡充を図り、「社会システムの脱炭素化」、「再生可能エネルギーの最大限の活用」、「二酸化炭素吸収源の確保」を重点的な取り組みとして位置づけ推進しています。

本町においても、脱炭素社会の実現に向けて、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組み、自然豊かな環境を次の世代へ引き継いでいくため、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」として、主体的に取り組むことを2021年12月に宣言しました。

そのため、国が示す削減目標とゼロカーボン北海道の実現に向けて、さらなる温室効果ガスの削減を目的として「大樹町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進します。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、本町の事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

3 計画期間及び基準年度

本計画は、基準年度を2013（平成25）年度とし、計画期間は2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

4 対象とする範囲

この計画の対象範囲は、役場庁舎のほか、小・中学校、体育施設、文化施設等の町が所有し管理するすべての公共施設、公用車及びすべての事務・事業（以下「対象施設等」とします。

（ただし、町の職員及び消防職員が直接実施するもので、指定管理者等で行う事務及び事業は除きます。）主な対象施設等は、次に示すとおりとします。

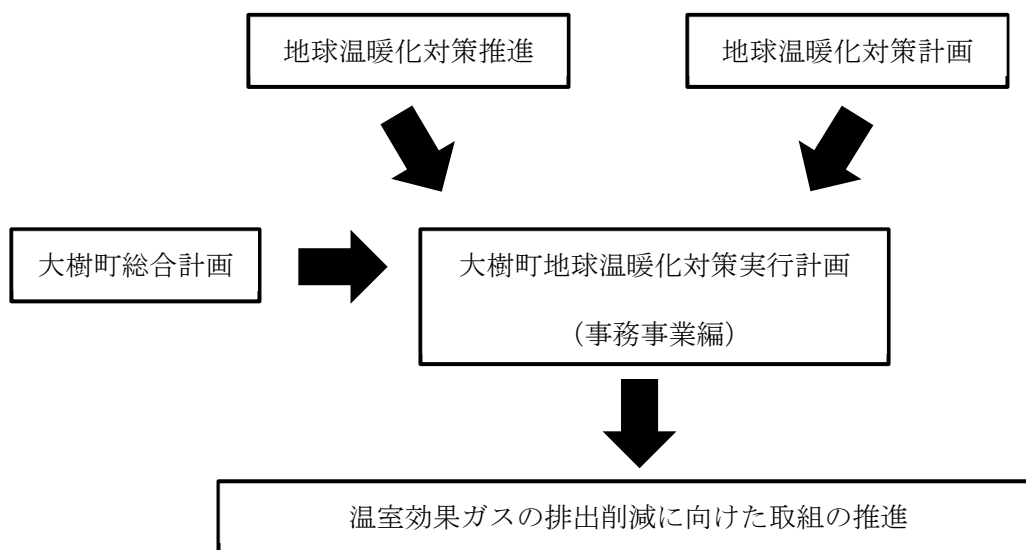
【表1-1 本計画の対象とする施設】

課 等	対 象 施 設 等
総務課	役場庁舎、福祉センター、街灯
企画商工課	航空公園格納庫、SORA、地場産品研究センター、勤労者センター、カムイコタンキャンプ場
住民課	コミュニティセンター、各地区行政区会館、墓園
保健福祉課	高齢者保健福祉推進センター、老人福祉センター、南十勝こども発達支援センター、認定こども園
農林水産課	町営牧場
建設水道課	下水終末処理場、浄水場、ポンプ場、水質監視所、公園
教育委員会	生涯学習センター、B&G海洋センター・プール・艇庫、武道館、小・中学校、中央運動公園、高齢者健康増進センター、図書館、給食センター
町立病院	町立病院
老人ホーム	特別養護老人ホーム、老人デイサービス
消防署	消防署

5 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び大樹町総合計画に即して策定します。

【図1-1 大樹町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置づけ】



第2章 温室効果ガスの総排出量の現状

1 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類のうち、本町の対象施設等において排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

【表2-1 対象となる温室効果ガス】

ガス種類	主な発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	石油、石炭等の化石燃料の燃焼 化石燃料により得られた電気等の消費等
メタン（CH ₄ ）	燃料の燃焼、廃棄物の埋立、家畜のふん尿、 下水処理等
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼、廃棄物の埋立等
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒またはスプレー製品の噴射等

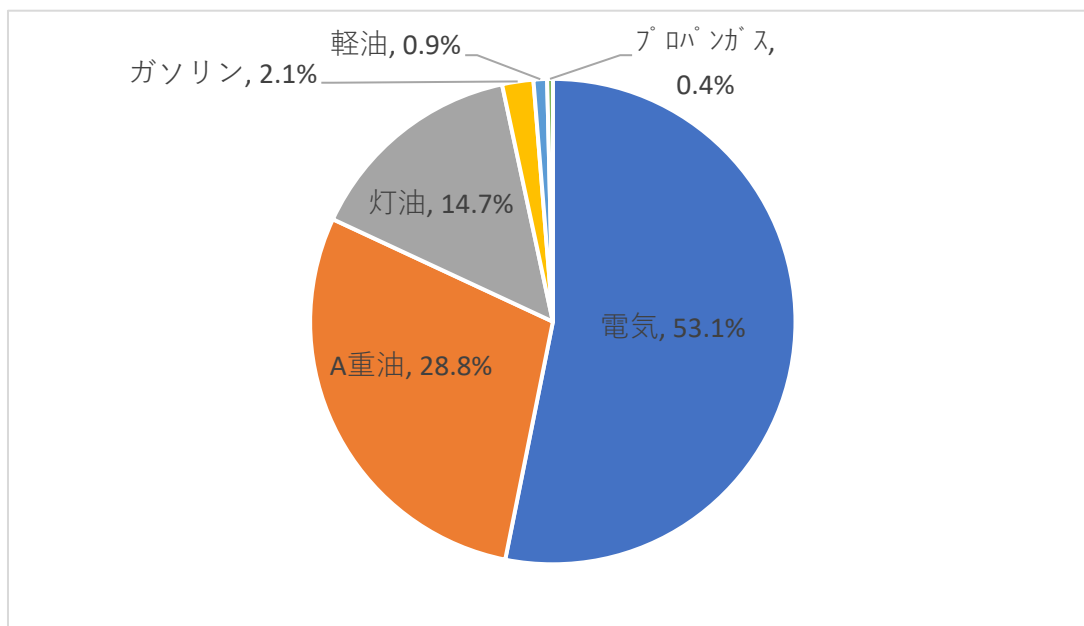
2 基準年度（2013（平成25）年度）における温室効果ガスの排出量

大樹町の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素が4,254t-CO₂で全体の約99.9%を占めています。また、二酸化炭素排出量の構成割合は図2-1のとおりで、電力による排出量が全体の約53%を占めています。

【表2-2 温室効果ガス排出量（2013（平成25）年度）】 (単位：t-CO₂)

区分		2013年度	構成比	
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料等区分	電気	2,261.0	53.09%
		A重油	1,224.5	28.75%
		灯油	626.0	14.70%
		ガソリン	88.2	2.07%
		軽油	38.5	0.90%
		プロパンガス	16.0	0.38%
小計		4,254.2	99.89%	
その他の ガス	メタン（CH ₄ ）	0.7	0.02%	
	一酸化二窒素（N ₂ O）	3.5	0.08%	
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	0.6	0.01%	
	小計	4.8	0.11%	
合計		4,259.0	100.00%	

【図 2-1 二酸化炭素排出量の構成割合】



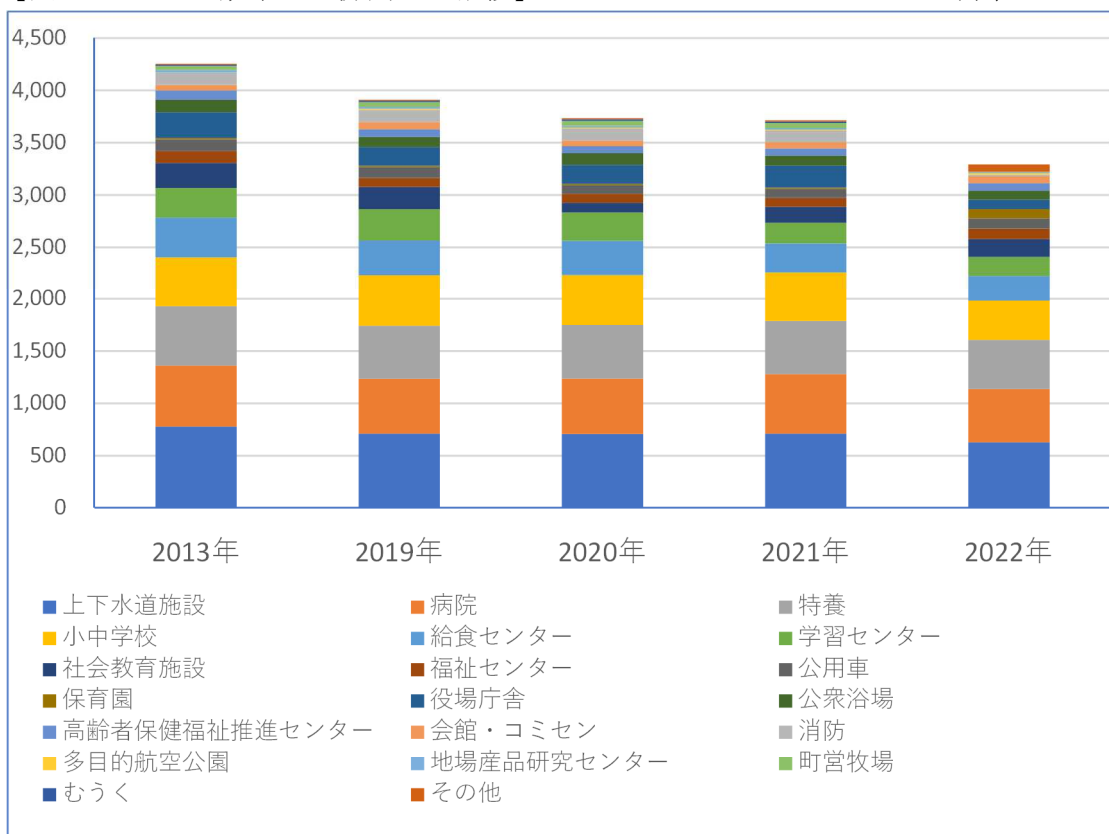
3 温室効果ガスの排出量及びその内訳

(1) 各施設の温室効果ガス排出量の推移

各化石燃料・電力消費量が把握できた、基準年度である2013（平成25）年度と直近4年間の温室効果ガス排出量を算出しました。過去からの推移をみると、年々減少傾向にあります。

【図 2-2 温室効果ガス排出量の推移】

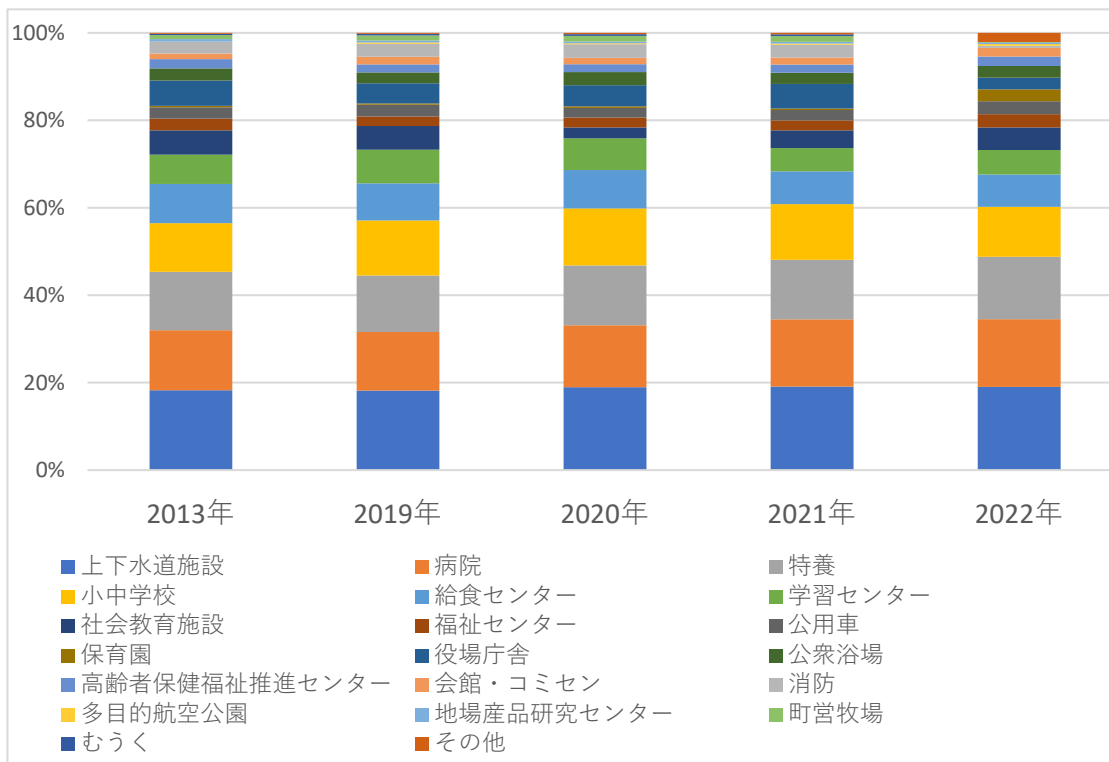
(単位：t-CO₂)



(2) 各施設の温室効果ガス排出量の割合

施設毎の排出量の割合を確認すると「上下水道施設」、「町立病院」、「特別養護老人ホーム」、「小中学校」、「給食センター」、「学習センター」の計6施設が総排出量の70%以上を占めています。

【図2-3 温室効果ガス排出量の割合】

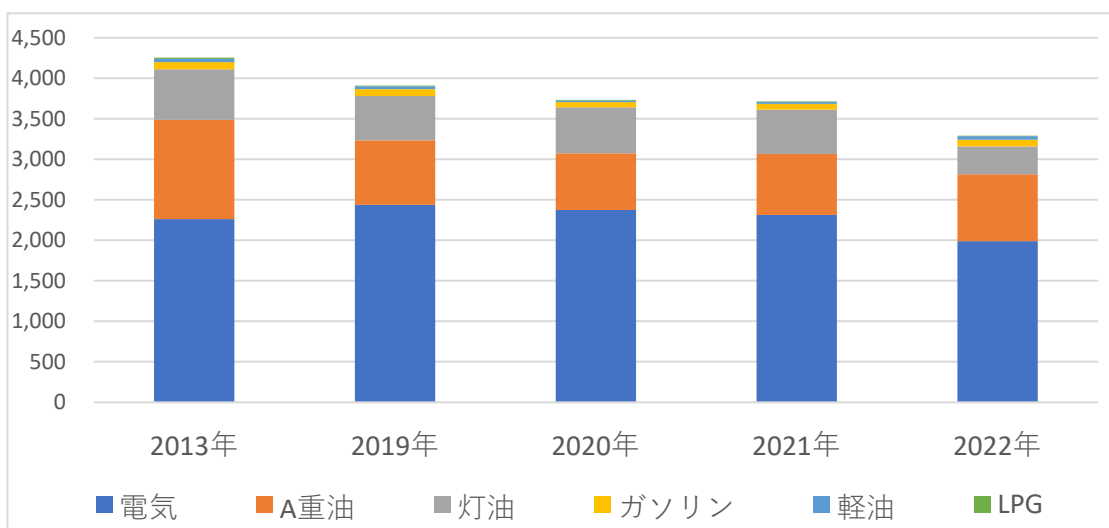


(3) 各化石燃料・電力使用量の推移

各施設の化石燃料・電力由来の温室効果ガス排出量を確認すると、電力とA重油の排出量が全体の85%以上を占めています。

【図2-4 各化石燃料・電力使用量の推移】

(単位: t-CO₂)



4 実行計画の進捗状況

基準年度（2013（平成25）年度）の温室効果ガス排出量4,259.0t-CO₂に対して、2022（令和4）年度の排出量は3,297.0t-CO₂で、22.59%削減しました。引き続き、省資源、省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を図り、率先した環境配慮、環境負荷低減に努める必要があります。

【表2-3 2022（令和4）年度における温室効果ガスの排出状況】

（単位：t-CO₂）

区分		基準年度 (2013年度)	2022年度	削減量	削減率
二酸化 炭素 (CO ₂)	電気	2,261.0	1,988.6	-272.4	-12.05%
	A重油	1,224.5	825.9	-398.6	-32.55%
	灯油	626.0	344.3	-281.7	-45.00%
	ガソリン	88.2	83.0	-5.2	-5.90%
	軽油	38.5	42.3	3.8	9.87%
	LPG	16.0	7.1	-8.9	-55.63%
	小計	4,254.2	3,291.2	-963.0	-22.64%
その他 のガス	メタン (CH ₄)	0.7	0.7	0.0	0.00%
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	3.5	4.5	1.0	28.57%
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.6	0.6	0.0	0.00%
	小計	4.8	5.8	1.0	20.83%
合計		4,259.0	3,297.0	-962.0	-22.59%

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量の間目標を2030年度までに2013年度比較で26%削減することが示され、2021年10月には26%削減から46%削減を目指すため同計画を改定しました。

国の地球温暖化対策計画では、本町が管理する施設が該当する「業務その他」部門において、2030年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量を51%削減することを目標としています。

【表3-1 地球温暖化対策計画における数値目標】

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

(出典) 環境省「地球温暖化対策計画」(2021年3月)

2 本町の目標

本町も国の目標に倣い、2030年度における温室効果ガス排出量削減目標を基準年度（2013（平成25）年度）の排出量と比べて「51%削減」とします。

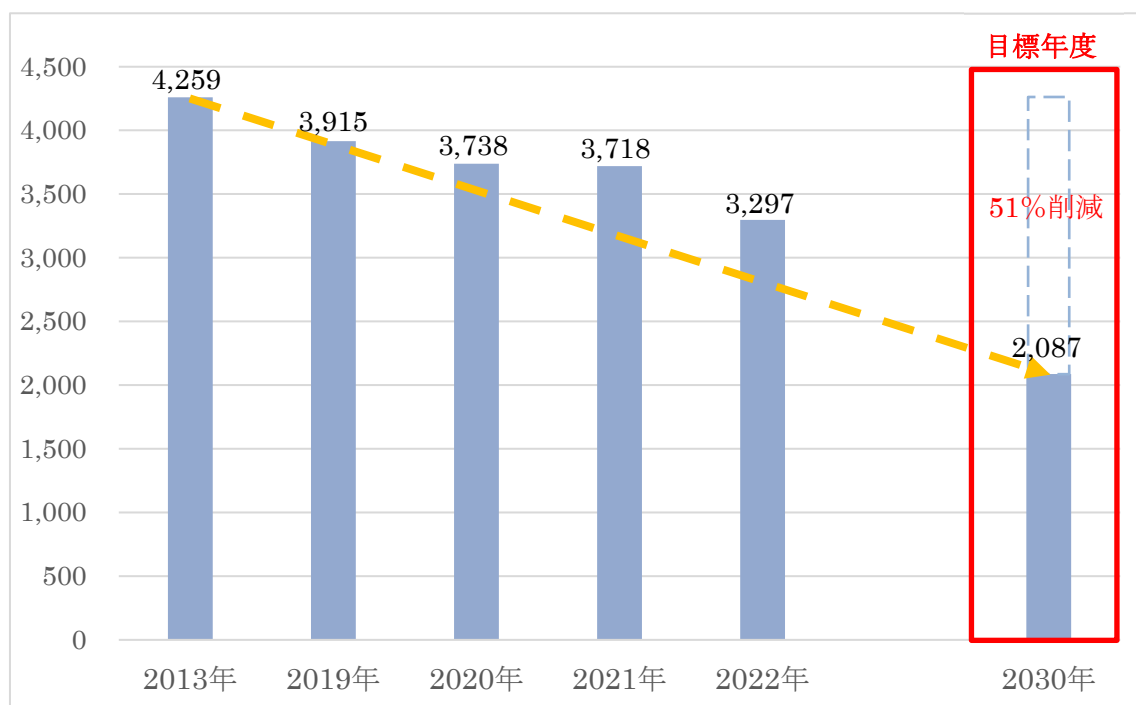
○2030年度の温室効果ガス削減目標

基準年度 2013（平成25）年度より **51%削減**

4,259.0 t-CO₂ × 51% = **2,172.1 t-CO₂**

【図3-1 温室効果ガス排出量の目標値】

(単位：t-CO₂)



第4章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

2 具体的な取組内容

政府実行計画では、表4-1に示された取組が示されています。

大樹町では、これらを重点的な取り組みとして位置付けます。

【表4-1 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標】

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の 約50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則「ZEB Oriented」相当以上とし、2030年度までに 新築建築物の平均で「ZEB Ready」相当 となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新については2022年度以降全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに 全て電動車 とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を、既存の設備環境では困難な場合を除き、2030年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

①電気使用量の削減

- ・ 昼休み及び退庁時の不要な照明の消灯及びパソコン、プリンターその他電気製品の電源の切断に努めます。
- ・ 会議室、給湯室、トイレ等は使用時のみ点灯します。
- ・ 日中は窓際を消灯するなど利用箇所の明るさに応じて必要な箇所のみ点灯に心がけます。
- ・ 自動ドア及びエレベーターの使用を自粛します。
- ・ パソコン、コピー機等のOA機器の省電力機能を活用するとともに、更新時にはエネルギー消費効率の高い製品を選択します。

②燃料使用量の削減

- ・ 冬期間の暖房については、適正な温度管理を行います。
- ・ ブラインド、カーテン等の利用により窓からの暖気放出防止を図ります。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進します。
- ・ 燃料使用量を常に把握し、管理を徹底します。

③公用車燃料の削減

- ・ 公用車を更新する際は、原則的に電動車（EV、FCV、PHEV、HV）を導入し、計画的に更新します。電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。
- ・ 急発進・急加速やアイドリングの禁止、不用な荷物の不積載等環境に配慮した運転を行います。
- ・ 公用自転車の利用を推進します。
- ・ タイヤ空気圧の調整、黒煙排出状況の点検等車両整備に努めます。
- ・ 公用車走行ルート合理化、相乗りの励行等、公用車の効率的利用を図ります。
- ・ 公用車燃料の使用量を常に把握し、管理を徹底します。

(2) 資源の有効利用

①環境に優しい製品の利用促進

- ・ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国

等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源、省エネルギー化に努めます。

- ・ コピー用紙、印刷用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用に努めます。
- ・ トナーカートリッジ、事務用プラスチックファイル等は、再生材料から作られたものを使用するよう努めます。
- ・ 商品を購入する場合には簡易包装または未包装の状態での購入に努めます。
- ・ 洗剤、文具等は、詰め替え可能な製品の購入に努めます。

②用紙類の使用量削減

- ・ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図ります。
- ・ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図ります。
- ・ ミスコピー等をできる限りなくすとともに、用紙の表裏両面の利用に努めるなど、コピー、印刷用紙の使用枚数の抑制を図ります。
- ・ 庁内LANの電子メール、掲示板等を積極的に活用するとともに、電子決裁システムを検討します。
- ・ 使用済封筒の再使用を進めるとともに、会議等での封筒配布を見直すなど、封筒使用の抑制に努めます。
- ・ ペーパータオル等使い捨て製品の使用を自粛します。
- ・ 用紙類の使用量を常に把握し、管理を徹底します。

③水使用量の抑制

- ・ 節水バルブ、節水コマの使用、流水擬音発生装置の設置などにより、水道使用量の抑制を図ります。
- ・ 日常的な節水を励行し、水漏れ点検を徹底します。
- ・ 公用車の洗車方法の改善等により水使用量の抑制を図ります。
- ・ 耐用年数を考慮した節水型製品へ更新します。
- ・ 水使用量を常に把握し、管理を徹底します。

(3) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進

- ・ 用紙類の使用量を削減するとともに、できる限り再利用に努め廃棄される用紙類の減量を進めます。
- ・ 資源回収ボックス等の適切な設置により分別収集を徹底し、廃棄物の減量化及び再資源化を進めます。
- ・ 不要になった備品は、他部課等と調整し再利用を進めます。
- ・ 書類のファイル、フォルダーは繰り返し使います。

(4) 環境に配慮した施設等の整備

①緑化の推進

- ・ 施設等の整備に当たっては、敷地周辺の緑化の推進と維持管理に努めます。

②温室効果ガスの排出抑制

- ・ 施設等の整備に当たっては、受注者に対し、工事関係車両から排出される温室効果ガスの抑制を促します。
- ・ 設備の整備に当たっては、損失の少ない受電用変圧器の使用を促進するなど、エネルギー損失の低減を図ります。
- ・ 空調設備の整備に当たっては、その廃棄時の冷媒回収まで明確に規定し、HFCの大气中への発散の抑止を図ります。

③水の有効利用

- ・ 雨水の利用（雨水貯留）、雨水の地下浸透（透水性舗装、浸透枡等）、排水再利用設備の導入を進めるとともに、感知式洗浄弁、節水コマ、自動水栓等の節水器具の導入を進めます。

④省エネルギー

- ・ 太陽光発電や地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を図ります。
- ・ 太陽光発電を最大限設置することを徹底します。
- ・ 自然光に配慮した照明器具の配置、トップライトの採用、自然光や風通しに配慮した部屋割り、窓の配置等により自然エネルギーの活用を図ります。
- ・ 三層ガラス、熱反射ガラス等、断熱省エネルギー型建具の導入を促進します。
- ・ 人感センサー、プログラマブルリモコンスイッチ、自動照度調節（昼光センサー）

インバータ制御、タイマー制御、調光装置等の機能が付加されている省エネルギー型照明機器の導入を促進します。

- ・ 適用範囲に配慮したスイッチ回路、運転制御が可能な設備、ガスによる冷暖房システム、氷蓄熱式空調システム等の省エネルギー型空調設備、電力平準化設備等省エネルギー型建築設備の導入を促進します。
- ・ 氷蓄熱システム等の深夜電力の活用を図ります。
- ・ エネルギー管理システム（EMS）による最適な運用を促進します。
- ・ スマート街区による木質バイオマスの推進により化石燃料の低減を図ります。
- ・ 「ZEB Ready」基準を達成する役場庁舎により、エネルギー消費量の削減を図ります。
- ・ 今後予定する新築事業については原則「ZEB Oriented」相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で「ZEB Ready」相当となることを目指します。

（5） 職員に対する研修等

- ・ 職員に対する地球温暖化対策に関する研修を計画的に実施し、職員の意識改革を推進します。
- ・ 庁内LANにより、地球温暖化対策に関する職員が実施すべき活動について、必要な情報提供を行います。

第5章 実行計画の推進及び進行管理

1 計画の推進及び進行管理

温室効果ガスの排出状況や取り組みの達成状況を的確に把握することは、今後の継続的管理を推進するために最も重要な事項であることから、毎年度調査・把握し、広報紙及びホームページ等で公表します。

2 計画の見直し

温室効果ガスの排出量や取り組み状況などを踏まえ、必要に応じて計画の内容の見直しを行います。